

## 主 文

被告人株式会社Aを罰金200万円に、被告人B及び被告人Cをそれぞれ懲役2年に処する。

被告人B及び被告人Cに対し、この裁判が確定した日から3年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

## 理 由

### 【罪となるべき事実】

被告人株式会社A（以下「被告会社」という。）は、大津市（住所省略）に本店を置き、穀類の製粉及び販売等を営むもの、被告人B（以下「被告人B」という。）は、被告会社の元代表取締役として被告会社の業務全般を統括していたもの、被告人C（以下「被告人C」といい、被告人B及び被告人Cを併せて「被告人兩名」ということがある。）は、被告会社代表取締役として被告会社の業務全般を統括するものであるが、被告人兩名は、被告会社従業員らと共に共謀の上、被告会社の業務に関し、

第1 不正の目的をもって、被告会社従業員が、外国産玄そばと国産玄そばを混合したものを原材料として加工したそば粉の販売用袋に「純国内産そば粉」「北海道（キタワセ種）上川」と表示したラベルを貼付し、商品にその品質及び内容について国産玄そばのみを原材料として加工したそば粉を使用している旨誤認させるような表示をした上、令和6年5月27日頃、株式会社Dに対し、前記表示をしたそば粉1袋（重量約10キログラム）を、同社が経営する（住所省略）E店宛に発送し、同月28日頃、同所において同店店員にこれを受け取らせて譲渡し、もって不正競争を行うとともに、真実は、外国産玄そばと国産玄そばを混合したものを原材料として加工したそば粉であるにもかかわらず、その情を秘し、国産玄そばのみを原材料として加工したそば粉であるかのように装って前記そば粉1袋を納品するなどして、同社代表取締役Fにその旨誤信させ、同社から被告会社に対し代金7222円を交付させようとしたが、前記

Fが外部からの情報提供により疑念を抱くなどしたため、その目的を遂げず、

〔令和6年12月23日付け起訴状記載の公訴事実第1関係〕

第2 不正の目的をもって、被告会社従業員が、外国産玄そばと国産玄そばを混合したものを原材料として加工するなどしたむき実の販売用袋10袋にそれぞれ「ムキ実（北海道産）」と表示したラベルを貼付し、さらに、これらを梱包した段ボール箱に「そばムキ実（北海道産）」「ムキ実（純国内産）」などと表示したラベルを貼付して、商品にその品質及び内容について国産玄そばのみを原材料として加工したむき実を使用している旨誤認させるような表示をした上、令和6年6月21日頃、（住所省略）所在のGが経営するH店において、同人に対し、前記各表示をしたむき実10袋（重量合計約5キログラム）を譲渡し、もって不正競争を行うとともに、真実は、外国産玄そばと国産玄そばを混合したものを原材料として加工するなどしたむき実であるにもかかわらず、その情を秘し、国産玄そばのみを原材料として加工したむき実であるかのように装って前記むき実10袋を納品するなどし、前記Gにその旨誤信させ、よって、同年7月12日頃、同所において、前記Gから前記むき実10袋の代金として5940円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させ、〔令和6年12月23日付け起訴状記載の公訴事実第2関係〕

第3 不正の目的をもって、被告会社従業員が、外国産玄そばと国産玄そばを混合したものを原材料として加工したそば粉に「5018（純国内産）」などと記載した納品書を添付し、商品にその品質及び内容について国産玄そばのみを原材料として加工したそば粉を使用している旨誤認させるような表示をした上、令和6年6月17日頃、株式会社Iに対し、前記表示をしたそば粉2袋（重量合計約20キログラム）を、同社が経営する（住所省略）所在のJ店宛に発送し、同月18日頃、同所において同店店員にこれを受け取らせて譲渡し、もって不正競争を行うとともに、真実は、外国産玄そばと国産玄そばを混合したものを原材料として加工したそば粉であるにもかかわらず、その情を秘し、国産

玄そばのみを原材料として加工したそば粉であるかのように装って前記そば粉 2 袋を納品するなどして、同社代表取締役 K にその旨誤信させ、同社から被告会社に対し代金 1 万 6 5 0 0 円を交付させようとしたが、被告人 C らが発覚を恐れて前記そば粉 2 袋を回収するなどしたため、その目的を遂げなかった。

〔令和 7 年 1 月 3 1 日付け起訴状記載の公訴事実関係〕

### 【量刑の理由】

被告会社において、平成の頃より、原材料高騰等に対応するため、製造・販売する商品につき原材料の産地偽装を始めた。被告人両名は兄弟であるところ、当時代表取締役専務として主に製造を担当していた被告人 C が提案し、当時代表取締役社長として主に営業を担当していた被告人 B がこれを了承したことで、以後、被告会社において産地偽装が継続された。判示の本件各犯行は、被告会社における長年にわたる常習的な産地偽装行為のごく一部である。

本件各犯行は、不正競争の面からみれば、事業者間の公正な競争秩序を害することは明白であり、直接的には、公正な競争をすることなく不当に顧客を獲得することで、適正な表示のもと真摯な営業に努める同業他社を害するものであるが、より実際的には、被告会社の商品を信頼して仕入れる取引先業者や一般消費者の信頼をも著しく害するものである。本件商品が国産玄そばを原材料とするものであるから、食の安全という点でも社会的な余波は大きい。また、詐欺の面で見れば、取引先業者の信頼を裏切り不当な利益を貪る行為であるというほかなく、同種行為を組織的に反復継続して行ってきた面も併せみれば、殊に悪質であるというほかなく、酌むべき点はない。以上の基本的な犯情に照らせば、被告会社はもちろんのこと、その組織的な責任者かつ実行者・容認者であった被告人両名に対しては、その差異なく、厳しく非難しなければならない。本件各犯行のうち、2 件は未遂にとどまり、既遂 1 件についても判示被害額がごく低額であるとはいえ、判示の被害結果ないし被害額では評価し尽せない本件各犯行の悪質性からして、刑事責任は重いというべきである。

他方で、みるべき前科前歴がない被告人兩名は、捜査段階も含めて自らに不利益な事実も含めて詳細に供述し、法廷においても反省の態度をみせている。同居の妻によるそれぞれの監督が期待できるほか、被告人Bにおいてはすでに役員の地位を退いており、また、被告人Cにおいても各取引先業者との関係性や被告会社の経営上必要な諸事項につき後継者へ引継ぎを済ませたのちに退任することを述べており、被告人兩名による今後の経営参画は見込まれず、再犯可能性は低い。本件各犯行に組織的に関与していた被告会社の従業員らについても、捜査機関に対して不利益な事実も含めて具に供述するなどしているほか、被告会社においてL県からの指導を受けるなどして再発防止策を講じており、一連の捜査を経て、次期後継者を筆頭に被告会社組織の刷新・改善も図られている。また、被告会社と本件各被害者の一部との間では、被告人兩名が出捐した原資により、判示被害額も含め、過去の同種行為による損害を賠償する趣旨で、弁護人を通じて多額での示談が成立し、宥恕されていることなども、事後的被害回復として大きく評価することができる。

以上の諸情状を併せみれば、相応に長期・多額の刑量も十分に考えられるところ、検察官の求刑は被告会社・被告人兩名にとって有利に評価すべき上記諸情状も十分に考慮されたものといえるから、主刑につき求刑と同量にて定め、被告人兩名については弁護人が主張するとおり比較的短期の猶予期間を付することとして、主文のとおり判断した。

令和7年7月18日

大津地方裁判所刑事部

裁判官 青 木 崇 史